

「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年6月1日制定)をいう。
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものという。
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「入札時に提出を求める技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、入札時に提出を求める技術提案(総合評価を行う場合に限る。)及び意向確認書(低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。)をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年5月23日制定)をいう。

- 【注1】フレックス工期による契約方式の対象としない工事の場合は(A)を、フレックス工期による契約方式の対象とする工事の場合は(B)を選択して記載する。
- 【注2】予定価格(税抜き)1億円未満の場合は(A)を、予定価格(税抜き)1億円以上の場合は(B)を選択して記載する。
- 【注3】最低価格落札方式の場合は(A)を、総合評価落札方式の場合は(B)を選択して記載する。
- 【注4】連絡調整会議対象工事の場合に記載する。
- 【注5】総合評価落札方式で低入札価格調査の意向確認設定案件ではない場合は(A)を、総合評価落札方式で低入札価格調査の意向確認設定案件である場合は(B)を選択して記載する。
- 【注6】債務負担の場合に記載する。
- 【注7】予定価格(税抜き)6,000万円以上の土木一式・建築一式・電気・管工事の場合に記載する。
- 【注8】予定価格(税抜き)5,000万円以上の土木一式・建築一式・電気・管工事などで企業の施工実績を求める場合に記載する。
- 【注9】予定価格3,500(建築は7,000)万円以上で別途専任の技術者の配置を求めない場合に記載する。
- 【注10】入札情報システムを使用する場合は(A)を、入札情報システムを使用しない場合は(B)を選択して記載する。
- 【注11】設計図書等を電子媒体で配布する場合に記載する。
- 【注12】予定価格5億円以上で1回目の入札の場合に記載する。
- 【注13】合併入札の場合に記載する。
- 【注14】実際の契約において入札公告で示した消費税率と異なる消費税率が適用となる可能性がある場合に記載する。